

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	健康医療部 生活衛生課
------	-------------

実施事案名	松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正(案)
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	本市では、松山市墓地等の経営の許可等に関する条例により、墓地等を経営する際の許可の手続を定め、経営の適正化を図っています。 昨今、供養に関する価値観の変化などに伴い、従来の墓石より管理上・経済上の負担が軽い納骨堂を使用したいとの市民ニーズが広がっています。 現行の条例では、墓地の経営の許可を受けている区域内で、墓石を新たに設置する場合には事前協議書の提出、標識の設置、近隣住民に対する説明会の開催等の手続は不要ですが、納骨堂を新たに設置する場合には墓石と同様の構造であっても、それらの手続が必要となっています。 そこで、墓地の経営の許可を受けている区域内に、墓石と同様の構造を備えた納骨堂を設置する場合に限り、条例の手続を一部簡素化します。 なお、「墓石と同様の構造」は、人が立ち入れないこと及び主な材質が石であることとし、「松山市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則」で定める予定です。
策定根拠となる法令等	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号) 墓地経営・管理の指針等について (平成12年12月6日付け生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知)
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和8年2月9日（月）
------------	-------------